

○ 政策目標 5 - 1 : 内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等

政策目標の内容及び
目標設定の考え方

関税率の設定・関税制度の改善等に際しては、関税の機能の一つとしての国内産業保護機能に留意しつつ、国際的な経済・貿易の発展への貢献、国内産業の実情、需要者・消費者への影響等を総合的に勘案し、他の政策手段とあいまって、国民経済の健全な発展、更には世界経済の健全な発展につながるものとする必要があります。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政5-1-1：生産者・消費者・利用者等の現状、政策評価の結果等を踏まえた適切な関税改正の実施

政5-1-2：特殊関税制度の適正な運用

関連する内閣の基本方針

○「平成30年度税制改正の大綱」（平成29年12月22日閣議決定）

施策 政5-1-1：生産者・消費者・利用者等の現状、政策評価の結果等を踏まえた適切な関税改正の実施

取組内容

関税率の設定・関税制度の改善に当たっては、最近における内外の経済情勢、貿易動向、国民のニーズ等を踏まえ、公平・中立・簡素という観点に留意しつつ法令改正（関税改正）を行っており、引き続きこの基本的な考え方に基づいて 関税改正の検討を行っていきます。

各年度における関税率の設定・関税制度の見直しに当たっては、生産者・消費者・利用者等の現状や諸外国の関税制度等も踏まえて検討を行っています。また、関係省庁から提出される関税改正要望について、その政策目標・効果等を踏まえて検討を行うなど、関税改正における政策評価の活用を図っています。

さらに、学識経験者、消費者の代表者等からなる関税・外国為替等審議会関税分科会での調査、審議を踏まえて関税改正を行っており、平成30年度においても、こうした取組を着実に実施します。

定性的な測定指標

〔主要〕 政5-1-1-B-1：適切な関税改正の実施

(平成30年度目標)

適切な関税率の設定・関税制度の改善を行う。

(目標の設定の根拠)

関税率の設定・関税制度の改善等に際しては、関税の国内産業保護機能に留意しつつ、国際的な経済・貿易の発展への貢献、国内産業の実情、需要者・消費者への影響、貿易実績等を総合的に勘案し、国民経済、更には世界経済の健全な発展につながるものとする必要があるため、これらを踏まえ、適切な関税改正を行うことを目標として設定しました。

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標

該当なし

施策	政5-1-2： 特殊関税制度の適正な運用									
取組内容	不当廉売関税（用語集参照）などの特殊関税制度については、不公正な貿易取引、輸入急増による国内産業への損害に対する対応などの役割を通じて、自由貿易体制の秩序維持・強化に資することが期待されていますが、反面、制度の濫用や恣意的な運用を避けなければならないことから、特殊関税の調査や賦課決定等の制度の運用に当たっては、W T O（用語集参照）協定及び国内関係法令に則り、透明かつ公平・適正な運用に努めていきます。なお、特殊関税制度の運用に当たっては、関税・外国為替等審議会に諮ることとしています。 引き続き、これらの取組を着実に実施します。 （注）特殊関税制度とは、W T O 協定等で認められたルールとして、不公正な貿易取引や輸入の急増など特別の事情がある場合に、通常課されている関税に割増関税を追加的に賦課する制度の総称であり、報復関税（用語集参照）、相殺関税（用語集参照）、不当廉売関税（用語集参照）及び緊急関税（用語集参照）が含まれます。									
定性的な測定指標										
[主要] 政5-1-2-B-1:特殊関税制度の適正な運用										
(平成30年度目標)										
特殊関税制度の適正な運用を行う。										
(目標の設定の根拠)										
グローバル化の進展による貿易の拡大に伴って特殊関税制度の重要性が増している中、その運用に際して、W T O 協定及び国内関係法令に則って制度の濫用や恣意的な運用を避けつつ、調査や賦課決定等を適正に行う必要があることから、特殊関税制度の適正な運用を目標として設定しました。 例えば、不当廉売関税に関する調査に当たっては、これまで調査開始から終了（最終決定）まで平均14か月程度の調査期間を要していたところ、調査や賦課決定等の適正性にも留意しつつ特殊関税の調査期間の短縮を進めることを目標としています。 (参考) 不当廉売関税に関する調査の実績（直近2年） <table><tr><td></td><td>最終決定件数</td><td>平均調査期間</td></tr><tr><td>平成28年度</td><td>2</td><td>14か月</td></tr><tr><td>平成29年度</td><td>3</td><td>14か月</td></tr></table> （注）不当廉売関税に関する手続等についてのガイドラインにおいては、最終決定について調査開始から1年後を目途に行うこととされています。			最終決定件数	平均調査期間	平成28年度	2	14か月	平成29年度	3	14か月
	最終決定件数	平均調査期間								
平成28年度	2	14か月								
平成29年度	3	14か月								
今回廃止した測定指標とその理由										
該当なし										
参考指標	該当なし									

政策目標に係る予算額	平成27年度	28年度	29年度	30年度当初	平成30年度行政事業レビュー番号
（項） 関税制度等企画立案費	817,677千円	513,773千円	582,420千円	663,131千円	
（事項） 関税制度等の企画及び立案に必要な経費	817,677千円	513,773千円	582,420千円	663,131千円	

		内 輸出入・通関 情報処理システム等経費	717,471千円	409,118千円	453,100千円	521,027千円	0024
--	--	-------------------------	-----------	-----------	-----------	-----------	------

(注) 「政策目標に係る予算額」の表中には、政策目標 5 - 1 に係る予算額を記載しています。

担当部局名	関税局関税課	政策評価実施予定時期	平成31年 6 月
-------	--------	------------	-----------

○ 政策目標 5 - 2 : 多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における貿易円滑化の推進

政策目標の内容及び
目標設定の考え方

自由貿易は世界経済成長の源泉であり、力強い経済成長を実現するためには、自由貿易体制を強化し、諸外国の活力を我が国の成長に取り込む必要があるというのが、政府全体としての基本的立場です。この点につき、第196回国会における内閣総理大臣施政方針演説は「引き続き、自由貿易の旗手として、自由で公正なルールに基づく21世紀型の経済秩序を世界へと広げてまいります」としています。さらに、「未来投資戦略2017」を踏まえ、海外の成長市場の取り込みを図るため、経済連携交渉を戦略的かつスピード感を持って推進することが求められています。

財務省としては、関係省庁と連携しつつ、WTOを中心とする多角的自由貿易体制の維持・強化に引き続き取り組むとともに、アジア・太平洋地域、東アジア地域、欧州などとの経済連携を推進していきます。

また、税関手続の国際的調和・簡素化等を通じた国際貿易の一層の円滑化の推進は、日本を含む各国の貿易拡大・経済成長に貢献し、日系企業の海外展開の側面支援につながります。こうした観点から、各国における貿易手続の改善を通じたビジネス環境の改善に積極的に関与していきます。具体的には、WCO（世界税関機構）（用語集参照）等の国際機関、APEC（アジア太平洋経済協力）（用語集参照）等の地域協力の枠組み、EPA（経済連携協定）（用語集参照）及び外国税関当局との協力の枠組みにおいて、税関手続の国際的調和・簡素化や税関分野における安全・安心の確保に向けた取組がなされており、これらの取組にも積極的に貢献していきます。

貿易大国である我が国としては、こうした取組の重要性に鑑み、上記の国際機関、地域協力の枠組み及びEPA等において、税関分野における貿易円滑化の推進に積極的に取り組みます。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政5-2-1 : 多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進

政5-2-2 : 税関分野における貿易円滑化の推進

関連する内閣の基本方針

- 「第196回国会 総理大臣施政方針演説」（平成30年1月22日）
- 「未来投資戦略2017」（平成29年6月9日閣議決定）
- 「総合物流施策大綱（2017年度～2020年度）」（平成29年7月28日閣議決定）
- 「経済財政運営と改革の基本方針2017」（平成29年6月9日閣議決定）
- 「総合的なTPP等関連政策大綱」（平成29年11月24日TPP等総合対策本部決定）

施策 政5-2-1：多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進

財務省としては、引き続き、関係省庁と連携しつつ、以下の取組を進めていきます。

A WTOにおける取組

WTOは世界の多角的自由貿易体制の要です。一部の国で見られる保護主義的な動きに対応すると同時に、我が国の国内産業への適切な配慮を行うため、従来から我が国は、他国のWTO協定違反行為に対する紛争解決手続への付議、セーフガード措置等の活用、貿易政策検討会合での議論等、様々なWTOの政策手段を通じた多角的自由貿易体制の維持・強化への取組を進めてきました。財務省としては、こうした政府全体の取組に、主に関税制度・通関制度を所管する立場から貢献していきます。

ドーハ・ラウンド交渉（用語集参照）の一分野である貿易円滑化交渉の成果として平成29年2月に発効した、WTO貿易円滑化協定（用語集参照）について、財務省としては、受諾した各国において協定が適切に実施されるよう、各国・関係する国際機関等と連携して取り組むとともに、引き続き未受諾国の受諾に向けた取組を促していきます。アルゼンチン・ブエノスアイレスで開催された第11回WTO閣僚会議では、電子商取引分野及び漁業補助金に関する作業計画等が決定され、また、電子商取引、零細・中小企業（MSMEs）、投資円滑化といった今日的課題について有志国による閣僚声明が発出されました（平成29年12月）。財務省としては、引き続き関係省庁と連携しつつ、これらの分野の議論の推進に向け貢献していきます。

取組内容**B** 経済連携の推進に係る取組

我が国では、平成30年3月現在、20か国との間で17の経済連携協定（EPA）が署名又は発効済みです。

TPP（用語集参照）交渉については、平成29年1月に米国が離脱を宣言した後、我が国が議論を主導し、平成30年3月に11か国で署名が行われました。TPPのもつハイスタダードを維持しつつバランスの取れた内容となっており、アジア太平洋地域に自由で公平な21世紀型のルールを作っていく上で、大きな一歩を踏み出しました。我が国は引き続き各国と連携しつつ、本協定の発効と効果的な実施に向けて積極的に取り組みます。

また、日EU・EPA（用語集参照）は、平成29年7月に大枠合意、同年12月に交渉妥結に至りました。日EU・EPAの交渉妥結は、世界中で保護主義の動きが広まる中で、日本とEUが自由貿易の旗手としてその旗を高く掲げ、自由貿易を力強く前進させていくとの揺るぎない政治的意思を全世界に対して示すものです。今後は、本協定の早期の署名・発効を目指します。

また、RCEP（用語集参照）等のその他の経済連携についても、交渉を引き続き推進していきます。

これらの経済連携の推進については、「未来投資戦略2017」においても、「日EU・EPA、RCEP、日中韓FTA（用語集参照）などの経済連携交渉を、戦略的に、かつスピード感を持って推進する。我が国は、自由貿易の旗手として、こうした新しい広域的経済秩序を構築する上で中核的な役割を果たし、包括的で、バランスのとれた、高いレベルの世界のルールづくりの牽引者となることを目指す」こととされています。

	こうした政府全体の方針を踏まえ、引き続き関税制度・通関制度を所管する立場等からこうした交渉及び必要な関係法令の整備等を着実に進めることで、アジア・太平洋地域、東アジア地域、欧州などとの経済連携を推進していきます。 (参考) 各国との経済連携の進捗状況 (平成30年3月現在) http://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/torikumi/shinchoku.pdf
--	--

定性的な測定指標

【主要】 政5-2-1-B-1: 多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進

(平成30年度目標)

WTOやEPA交渉における我が国の国益実現のため、財務省所管物品等の関税交渉や、関税関係法令等の財務省が所管する制度等を通じた財務省としての交渉への貢献を行います。

(目標の設定の根拠)

主に関税制度・通関制度を所管する立場から、多角的自由貿易体制の維持・強化への取組に貢献するとともに、EPA交渉及び必要な関係法令の整備等を着実に進めるため、目標として設定しました。

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標	○参考指標1「日本の貿易総額に占めるEPA締結国・地域の割合」【再掲(総5-2: 参考指標1)】
	○参考指標2「EPA交渉会合開催数、交渉妥結数、署名数及び発効数」

施策	政5-2-2: 税関分野における貿易円滑化の推進
取組内容	税関手続の国際的調和・簡素化等を通じた国際貿易の円滑化の推進は、日本を含む各国の貿易拡大・経済成長に貢献するものであり、ひいては日系企業の海外展開の側面支援にもつながるものであり、「総合物流施策大綱(2017年度～2020年度)」等においても貿易円滑化の推進が政府の重要政策の一つと位置付けられています。こうした中、平成29年2月に発効したWTO貿易円滑化協定の途上国における円滑な実施を実現する観点も踏まえ、この施策を重点施策として進めていきます。 A 途上国の税関行政近代化への取組 安全・安心な社会の実現に配慮しつつ、開発途上国における税関行政の近代化を通じ、貿易円滑化を図るべく、地理的・経済的な関係性が深いASEAN諸国を中心とした関税技術協力を行っています。具体的には、日本に途上国税関の職員を招へいする受入研修、日本の税関職員を専門家として途上国に派遣する専門家派遣等を行っています。 税関を取りまく環境変化を踏まえつつ、限られた人員・予算の中、より効果的・効率的な関税技術協力を実施するためには、中期的な戦略が必要であり、①安全・安心な社会の実現、②日系企業の海外展開の側面支援のためのビジネス環境整備、③WTO貿易円滑化協定の受諾及び実施の推進、④各国との関係構築の4つを優先支援分野としております。 ①については、特に重点を置いており、全体の半分程度のリソースを投入していきます。特にWCOが実施しているセキュリティの向上に係る世界的な施策については、人的・資金的な貢献を強化します。また、②については、多くの途上国で知的支援が期待さ

れる輸入事後調査（用語集参照）やリスクマネジメント等に係る支援を引き続き実施します。また、日本の支援によりベトナム及びミャンマーに導入されたNACCS（用語集参照）をベースとした通関システムの着実な運用と活用を支援します。③のWTO貿易円滑化協定については、開発途上国の多くは、その実施に困難を抱えており、技術支援の世界的なニーズが増々高まっております。そのため、我が国は、平成29年度においてWCOが実施した52のワークショップに人的・資金的貢献を行っています。

今後とも、こうした支援に取り組んでいきます。

B 地域協力の枠組みにおける取組

我が国とアジア太平洋地域との間の地域協力の枠組みであるAPEC、さらに我が国を含むアジア地域と欧州との間の地域協力の枠組みであるASEM（用語集参照）等の枠組みについても、貿易円滑化を推進する観点から積極的に活用します。

平成30年度は、APECでは、貿易・渡航円滑化や水際取締の強化に向けたキャパシティビルディング（途上国の能力構築）支援の実施を通じ、貿易円滑化及び地域経済統合等の実現に向けて積極的に貢献していきます。

ASEMでは、ASEM関税局長・長官会合（平成29年10月、ベルリン（ドイツ）開催）において決定した、平成30年から2年間の税関分野における優先活動項目のうち、「国際郵便物の国境取締りに関する取組」のアジア側コーディネーターを務めるなど、ASEM域内における貿易・渡航円滑化の推進に引き続き貢献していきます。

ロシアとの間では、平成29年4月に日露局長級税関協力会議が開催され、税関協力と貿易円滑化に関する協力覚書が署名されました。本協力覚書は、両国の税関当局間で、リスクの低い輸出者に関する情報、摘発情報等の交換や、専門家対話の設置等、貿易円滑化に向けた協力を行うこととするものです。

中国及び韓国との間では、平成29年11月に第6回日中韓3か国関税局長・長官会議が開催され、「日中韓3か国税関の協力に係る行動計画」を更新し、3か国の税関間でのさらなる協力の推進に合意をしました。また、同会議に合わせ、日中税関協力会議等が開催され、両国税関の更なる協力強化について意見交換を行いました。引き続き、テロ対策、不正薬物の密輸取締りに係る取組、金地金の密輸に関する協力、貿易円滑化など、貿易の安全確保と円滑化という各国共通の目標に向け、2国間及び3か国間の良好な協力関係を維持するとともに、行動計画を着実に実施するよう取り組んでいきます。

C EPAにおける取組

我が国が締結したEPAにおいては、貿易円滑化を推進する観点から、税関手続の透明性の向上や迅速化・簡素化、税関当局間の協力等に関する規定が盛り込まれています。今後のEPA交渉においても、税関手続や貿易円滑化に関する規定について、既に発効しているWTOの貿易円滑化協定の内容を上回る規定にすることにより、我が国企業の経済活動を後押ししていきます。

D 税関当局間の情報交換等に関する取組

国際物流の拡大に伴い、不正薬物、銃砲及び知的財産侵害物品（用語集参照）等の密輸が後を絶たない状況です。こうした不正薬物等の水際における取締りをより効率的に推進

するため、他国の税関当局との間で、関連する情報の交換等の相互支援や、また、貿易円滑化の取組を含む協力関係の強化を定めた政府間協定（税関相互支援協定：用語集参照）及び税関当局間取決めを、EU及びその加盟国や、韓国、豪州等アジア・大洋州地域の国等と締結しています。さらに、これまで発効・署名しているEPAのうち、多くの二国間協定及びTPP協定には、税関相互支援協定と同様、水際取締りのための情報交換の規定を盛り込んでいます。平成29年度には新たにベルギー、メキシコ及びブラジルと締結し、台湾とは、公益財団法人日本台湾交流協会と台湾日本関係協会との間で税関相互支援のための民間取決めが署名されました。このことにより、情報交換等に関する枠組みを構築した国・地域は34か国(地域)となりました。今後も情報交換ネットワークの拡大等に向け、これまで締結に向けた取組が必ずしも十分ではなかった地域の国も含め、各国との締結に向け努力していきます。

定量的な測定指標

[主要]	年度	平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度目標値
政5-2-2-A-1: 税関相互支援等の枠組みを構築した国・地域数 (単位: 国・地域)	目標値	前年より増加	前年より増加	32	34	前年より増加
	実績値	28	30	31	34	

(出所) 関税局参事官室(国際交渉担当) 調

(目標値の設定の根拠)

税関相互支援等の枠組みを構築した国・地域の数を増加させることで、不正薬物等の水際における取締りをより効果的に推進することができるため、測定指標として設定しました。

定性的な測定指標

政5-2-2-B-1: 税関分野における貿易円滑化の推進

(平成30年度目標)

税関分野における技術協力、WCOをはじめとする国際機関等での取組、EPAにおける税関協力や税関相互支援協定の締結等の取組を通じた貿易円滑化の推進への貢献を行います。

(目標の設定の根拠)

税関手続の国際的調和・簡素化等を通じた国際貿易の一層の円滑化の推進は、日本を含む各国の貿易拡大・経済成長に貢献し、日系企業の海外展開の側面支援につながるものであるため、指標として設定しました。

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標

○参考指標1 「改正京都規約(税関手続の簡易化及び調和に関する国際規約) (平成18年2月発効) (用語集参照) に係る締約国数」

○参考指標2 「研修・セミナーの実施状況(関税技術協力)」

政策目標に係る予算額	平成27年度	28年度	29年度	30年度当初	平成30年度行政事業レビュー番号
(項) 関税制度等企画立案費	54,031千円	52,709千円	49,162千円	55,293千円	
(事項) 経済連携等の推進に必要な経費	54,031千円	52,709千円	49,162千円	55,293千円	行政事業レビューの対象外

(注) 「政策目標に係る予算額」の表中には、政策目標 5 - 2に係る予算額を記載しています。

担当部局名	関税局（参事官室（国際交渉担当）、参事官室（国際協力担当）、経済連携室）	政策評価実施予定時期	平成31年 6 月
-------	--------------------------------------	------------	-----------

○ 政策目標 5 - 3 : 関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上

政策目標の内容及び
目標設定の考え方

経済のグローバル化、ネットワーク化が急速に進む中で、貿易の秩序維持と健全な発展を目指すに当たっては、変化する時代の要請に主体的かつ積極的に応えていくことが重要です。

「未来投資戦略2017」においては、我が国の貿易関連手続等の迅速化を図るとされているなど貿易円滑化を推進することが要請されています。また、「明日の日本を支える観光ビジョン」では、訪日外国人旅行客数を2020年に4,000万人、2030年に6,000万人に増加させることを目指すとされています。

一方、「「世界一安全な日本」創造戦略」や「知的財産推進計画2017」に示されているように、不正薬物、銃器といった社会悪物品をはじめ、テロ関連物資、知的財産侵害物品（用語集参照）等の社会の安全・安心を脅かす物品等の密輸輸入に対して、より一層厳格な水際での取締りが要請されています。

これらの要請に応えるために、税関手続の改善、リスク管理手法の高度化等により、貿易円滑化の推進と水際取締りの強化をより高いレベルで両立させることを目標として、税関行政の運営に取り組んでいきます。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政5-3-1：関税等の適正な賦課及び徴収

政5-3-2：社会悪物品等の密輸阻止

政5-3-3：税関手続における利用者利便の向上

政5-3-4：税関手続システムの機能拡充及び利用者利便の向上

政5-3-5：税関行政に関する情報提供の充実

関連する内閣の基本方針

- 「「世界一安全な日本」創造戦略」（平成25年12月10日閣議決定）
- 「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会等を見据えたテロ対策推進要綱」（平成29年12月11日 国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）
- 「明日の日本を支える観光ビジョン」
（平成28年3月30日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）
- 「観光ビジョン実現プログラム2017」
（平成29年5月30日観光立国推進閣僚会議決定）
- 「知的財産推進計画2017」（平成29年5月16日知的財産戦略本部決定）
- 「未来投資戦略2017」（平成29年6月9日閣議決定）
- 「経済財政運営と改革の基本方針2017」（平成29年6月9日閣議決定）
- 「平成30年度税制改正の大綱」（平成29年12月22日閣議決定）

施策 政5-3-1：関税等の適正な賦課及び徴収**取組内容****A 輸入（納税）申告の適正性の確保等**

関税等の適正な賦課及び徴収を確保するために、税関では、引き続き納税環境の整備を進めるほか、輸入（納税）申告された貨物について、その申告内容（品目分類、課税価格及び原産地等）の適正性を審査・確認し、必要に応じ、貨物の検査や分析を実施します。また、輸入許可後において事業所などを個別に訪問して関係帳簿書類を調査すること等により、輸入貨物に係る輸入（納税）申告が適正に行われていたかを確認する輸入事後調査（用語集参照）に重点的に取り組んでいきます。

また、適正な輸入（納税）申告等が行われるためには、通関業者・通関士の適正な業務遂行が必要であることから、通関業者・通関士に対する指導・監督を適切に実施します。

さらに、保税地域（用語集参照）の巡回や保税地域に出し入れされる貨物の取締り及び検査を実施する等、保税地域における外国貨物の適正な管理を行うことにより、貿易秩序を維持するとともに適正な輸入（納税）申告の確保を図ります。

この他、観光基盤の拡充・強化を図る観点から国際観光旅客税法案が国会に提出されているところですが、税関が税務署と並んでその徴収を担うこととなっているため、同法案の成立後、関係省庁とともに平成31年1月の施行に向けて制度周知を図るなど、適切な実施に努めてまいります。

B 事前教示の充実

税関においては、輸入を予定している貨物の品目分類、課税価格、原産地及び減免税について、事前に照会を受け付け、回答を行う事前教示制度（用語集参照）を設けています。本制度の活用によって、税関にとっては、適正な輸入（納税）申告が確保でき、また、輸入者にとっては、事前に関税率等を知ることにより、予見可能性が高まり、円滑な輸入手続きを行うことが出来ます。

このような事前教示制度の利用を促進するため、関係者向けの説明会や税関の窓口等において周知し、そのメリットを丁寧に説明します。また、事前教示制度の運用に当たっては、進捗管理を実施し、迅速かつ適正な事務処理を遂行します。

定量的な測定指標

政5-3-1-A-1:事前教示制度の運用状況 (一定期間内で回答した割合等) (単位：％、日)	年度		平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度目標値
	文書による回答（％）	目標値	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9
		実績値	99.9	99.9	99.9	N. A.	
	平均処理日数（日）	目標値	14.0	14.0	14.0	14.0	14.0
		実績値	13.3	13.1	13.0	N. A.	
	口頭による回答（％）	目標値	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9
		実績値	99.9	99.9	99.8	N. A.	

	(注 1) 平成29年度実績は、平成30年 6 月末までにデータが確定するため、平成29年度実績評価書に掲載予定です。 (注 2) 各回答割合は、品目分類に係る事前教示回答件数のうち、受付から回答までの所要日数が一定期間（文書による回答については30日（回答するために必要な資料等の提供が遅れるなど税関が関与できない要因により30日以内に回答できない場合を除く。）、口頭による回答については即日（回答又は質問のための税関からの電話等に照会者が応答しないなど税関が関与できない要因により即日に回答できない場合を除く。）以内であったものの割合。平均処理日数は、文書による回答についての処理日数の平均。 (出所) 関税局業務課調 (目標値の設定の根拠) 輸入者等が、輸入を予定している貨物に係る関税率表適用上の所属区分等について、輸入前に税関に対して照会を行い、税関からその回答を受けることができる制度（事前教示制度）があります。 輸入者等による事前教示制度の利用を更に促進し、税関における運用を引き続き高いレベルで維持するべく、高い目標値を設定しました。
--	--

定性的な測定指標

[主要] 政5-3-1-B-1：輸入（納税）申告の適正性の確保

(平成30年度目標)

関税等の適正な賦課及び徴収のため、輸入（納税）申告の適正性を確保します。

(目標の設定の根拠)

関税等の適正な賦課及び徴収のためには、申告時や輸入許可後の申告内容の適正性の確認、通関業者・通関士等に対する指導・監督、保税制度の適切な運用等によって、輸入（納税）申告の適正性を確保することが重要であることから、これを目標として設定しました。

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標	○参考指標 1 「関税等徴収額（国税全体に対する割合を併記）」 ○参考指標 2 「審査・検査における非違発見件数」 ○参考指標 3 「輸入事後調査実績」 ○参考指標 4 「通関業者の業務の運営状況（通関業の許可件数及び総数、通関業者通関士の処分件数）」 ○参考指標 5 「保税業務検査等における非違発見件数及び処分件数」
-------------	---

施策	政5-3-2：社会悪物品等の密輸阻止
取組内容	A 取締体制の整備 税関では、覚醒剤・麻薬等の不正薬物や銃器をはじめ、テロ関連物資、知的財産侵害物品等について、国際貿易における秩序維持を図るため、関係機関と連携し、水際における取締りを行っています。我が国では、2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会及びラグビーワールドカップ2019の開催を目前に控えており、これらの機会を狙ったテロの脅威は重大な懸念であることから、税関におけるテロ関連物資の水際取締りに取り組んでいます。 不正薬物・テロ関連物資等の水際取締りに当たっては、積荷・貨物情報や旅客情報をできるだけ早く電子的に入手し、取締り対象を効率的に絞り込んでリスクの高い貨物に対する重点的な取締りを行うことが効果的かつ効率的であることから、出港前報告情報（用語集参照）及び乗客予約記録（PNR）（用語集参照）を活用し、より充実した貨物及び旅客のスクリーニングを行っていきます。同時に、X線検査装置をはじめとする各種取締・検査機器の活用による重点的な水際取締りを行います。特に、乗客予約記録（PNR）については、平成

29年5月、観光立国推進閣僚会議において決定された「観光ビジョン実現プログラム2017」においても、円滑な入国と国の安全を確保するための水際対策を両立させるため、電子的な取得を一層進め、更なる情報分析・活用の高度化を図るとされています。また、知的財産侵害物品の水際取締りについては、「知的財産推進計画2017」に基づく取組も含めた制度改正や体制強化、国際的な協力等を通じて、より一層強化していく必要があります。また、急増する金密輸に対応するため、平成29年11月に「『ストップ金密輸』緊急対策」を策定・公表いたしました。本緊急対策に基づき、金密輸の取締りを着実に実施してまいります。

さらに、テロ関連物資等の不正輸出を阻止するため、事業所などを個別に訪問して関係帳簿書類を調査すること等により、輸出手続が適正に行われていたかを確認する輸出事後調査（用語集参照）についても積極的に実施し、国際犯罪組織の摘発及びテロの未然防止を図ります。また、マネーロンダリング（資金洗浄）及びテロ資金供与対策の一つとして、キャッシュ・クーリエ（現金等の携帯輸出入）対策に引き続き取り組みます。

B 関係機関との連携と情報の収集

不正薬物・テロ関連物資等の密輸を水際で阻止するためには、内外の関係機関との連携を積極的に図るとともに、関係機関のみならず民間からも密輸関連情報を収集し、それらの情報を有効に活用する必要があります。

このため、合同取締りや犯則事件の共同調査・捜査を通じて、関係機関との連携を強化します。また、警察・海上保安庁等の国内関係機関、外国税関やWCO等の国際機関との情報交換を積極的に推進するとともに、諸外国と税関相互支援協定（用語集参照）等締結への取組を積極的に進めていきます。

また、急増する金密輸に対応するため、「『ストップ金密輸』緊急対策」に基づき、金密輸に係る情報収集や他機関との連携を強化していきます。

こうして国内外関係機関から得られた密輸関連情報を全国一元的に管理するとともに、分析手法の向上を図り、収集した情報を積極的に活用することにより、不正薬物・テロ関連物資等の密輸の阻止に努めます。

定量的な測定指標

政5-3-2-A-1:不正薬物の水際押収量の割合 (単位: %)	年度		平成26年度 (平成22～26年平均)	27年度 (平成23～27年平均)	28年度 (平成24～28年平均)	29年度 (平成25～29年平均)	30年度目標値 (平成26～30年平均)
	目標値	不正薬物	増加	増加	増加	増加又は前年並み	増加又は前年並み
		うち覚醒剤	増加	増加	増加	増加又は前年並み	増加又は前年並み
	実績値	不正薬物	75.4	78.1	82.5	N.A.	
		うち覚醒剤	99.8	99.3	98.4	N.A.	

(注1) 国内全押収量に占める税関関与分の割合。当該年を含めた過去5年間の平均値。 (注2) 平成25～29年の実績値は、平成29年における国内全押収量の把握が10月頃となる予定であるため、その把握後、平成31年度事前分析表に掲載予定です。 (出所) 関税局調査課調 (目標値の設定の根拠) 根拠の力以下具体的な数値目標 具体的な数値目標の設定は困難ですが、国際貿易における秩序維持を図るため、水際において不正薬物等の輸出入が禁止されている物品に対する厳正な取締りを行う必要があり、実績値は高水準で推移していることから、目標値を「増加又は前年並み」としました。						
政5-3-2-A-2：出港前 報告情報による検査の割合 (単位：%)	年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度目標値
	目標値				増加	増加
	実績値	9.2	10.4	11.4	N. A.	
(注) 平成29年度実績値は、平成30年6月末までにデータが確定するため、平成29年度実績評価書に掲載予定です。 (出所) 関税局監視課調 (目標値の設定の根拠) 輸入貨物の検査においては、輸入申告前に出港前報告情報を活用した検査対象貨物の選定（事前選定：用語集参照）を行い、重点的な取締りを行っています。今後とも、当該情報を活用し、事前選定することを、より充実していくこととしているため、目標値を「増加」としました。						
定性的な測定指標						
[主要] 政5-3-2-B-1：密輸事犯に対する水際取締りの厳正な実施						
(平成30年度目標)						
国際貿易における秩序維持を図るため、水際において社会悪物品等（不正薬物、銃砲類、テロ関連物資、知的財産侵害物品及び金地金等）に対する水際取締りの厳正な取締りを実施します。						
(目標の設定の根拠)						
税関においては、取締・検査機器の有効活用、関係機関との連携、有効な情報の収集・活用等により、厳正な取締りを実施することが社会悪物品等の密輸阻止に貢献する施策の根幹であること、その実績を評価する上ではこれらの取組を総合的に勘案する必要があることから、これら密輸事犯に対する水際取締りの厳正な実施を行うことを目標として設定しました。						
今回廃止した測定指標とその理由						
該当なし						
参考指標	○参考指標1「社会悪物品の摘発実績」					
	○参考指標2「不正薬物の密輸形態別摘発件数」					
	○参考指標3「覚醒剤の密輸形態別摘発実績」					
	上記1～3につき					
	(https://www.mof.go.jp/customs_tariff/trade/safe_society/mitsuyu/cy2017/ka300223.pdf)					
	○参考指標4「金密輸の摘発実績・処分実績」					
	(https://www.mof.go.jp/customs_tariff/trade/safe_society/gold/cy2017/index.htm) (https://www.mof.go.jp/customs_tariff/trade/collection/ka20171107a.htm)					
	○参考指標5「知的財産侵害物品の差止実績」					
	(https://www.mof.go.jp/customs_tariff/trade/safe_society/chiteki/index.html)					
	○参考指標6「輸出事後調査実績（実施件数）」					
	○参考指標7「関係機関との連携・情報収集の実績」					

施策	政5-3-3：税関手続における利用者利便の向上						
取組内容	近年、税関における水際取締りの強化について社会の要請が強まる中、年々増加する輸出入申告を迅速・円滑に処理することも同時に求められており、適正な通関を確保しつつ、国際物流の迅速化・円滑化及び利用者利便の向上に貢献することは、税関に課せられた重要な使命となっています。 具体的には、リスクの高い貨物に対する重点的な審査・検査や、X線検査装置等の取締機器の有効活用に努めるとともに、AEO制度（用語集参照）の更なる普及、通関関係書類の電子化・ペーパーレス化の促進など、輸出入通関、保税その他の税関手続に係る様々な制度の利用促進・改善を進めていきます。 また、関係民間事業者や学識経験者の方々から税関手続における利用者利便について、ご意見を伺い、制度の改善による利用者の一層の利便性向上を図るとともに、適正な運用に努めます。 さらに、入国旅客の携帯品に係る通関（旅具通関：用語集参照）についても、これまでのアンケート調査の結果を踏まえ、更なる税関職員の接遇の向上等に努めます。						
	定量的な測定指標						
	政5-3-3-A-1：AEO事業者 新規承認数 (単位：者)	年度	平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度目標値
		目標値	30	30	30	45	35
		実績値	33	44	38	N. A.	
(注) 平成29年度実績値は、平成30年6月末までにデータが確定するため、平成29年度実績評価書に掲載予定です。 (参考) 平成27年度末現在のAEO事業者数は、609者（うち輸出者240者（貿易額シェアは57.2%）、輸入者91者（貿易額シェアは13.4%）、倉庫業者127者、通関業者144者（者数シェアは15.5%、輸出入申告件数シェアは52.9%）、運送者7者）。 (出所) 関税局業務課調 (目標値の設定の根拠) AEO制度とは、貨物のセキュリティ管理を含む法令遵守の体制が整備された事業者の貨物に関する手続を簡素化・迅速化する制度です。制度の信頼性維持・向上に努めつつ、普及を図ることによって、国際物流全体のセキュリティ向上と円滑化を両立させるための指標であり、目標値は近年の実績値やAEO制度についての相談状況等を踏まえ、設定しました。							
[主要] 政5-3-3-A-2：輸 出入通関にお ける利用者満 足度 (単位：%)	輸出入者 (上位 3段階)	目標値	—	—	65.0	65.0	65.0
		実績値	60.1	56.2	56.5	N. A.	
	輸出入者 (上位4 段階)	目標値	維持	維持	維持	95.0	95.0
		実績値	95.8	94.0	97.1	N. A.	
	通関業者 (上位3 段階)	目標値	—	—	75.0	75.0	75.0
		実績値	72.6	68.4	70.3	N. A.	
	通関業者 (上位4 段階)	目標値	維持	維持	維持	維持	維持
		実績値	97.3	97.1	95.9	N. A.	

	(注1) 輸出入者及び通関業者に対し、輸出入通関手続等について、「大変良い」「良い」「やや良い」「普通」「やや悪い」「悪い」「大変悪い」までの7段階評価で、アンケート調査したものです。 (注2) 平成29年度実績値は、平成30年6月末までにデータが確定するため、平成29年度実績評価書に掲載予定です。 (出所) 関税局業務課調 (参考) 利用者満足度については、利用者利便の向上を目指す一方で、水際における密輸取締りや適正な課税の確保のためには、利用者に対して厳正に対処する必要もあり、常に良い評価を得られるとは限らない側面があることから、それらのバランスも考慮して、上位4段階で評価することとしました。 (目標値の設定の根拠) 輸出入通関制度の改善を図り、利用者の一層の利便向上に努めるとともに、通関手続の適正な運営を図るための指標です。上位4段階の指標については、輸出入者に関しては近年の実績値を踏まえて95%とし、通関業者に関しては平成28年度の実績値が97%と極めて高い値であったことからこれを維持することとしました。上位3段階の指標については、輸出入者、通関業者とも近年の実績値を上回る目標値を設定しました。
今回廃止した測定指標とその理由	
該当なし	
参考指標	○参考指標 1 「旅具通関に対する利用者の評価」

施策	政5-3-4：税関手続システムの機能拡充及び利用者利便の向上						
取組内容	輸出入及び港湾・空港の税関手続のシステム化については、昭和53年にNACCSを導入して以降、累次のシステム更改を行うとともに、平成15年には関係省庁システムとのシングルウィンドウ（用語集参照）化を実現し、その後、順次、関連する関係省庁システムをNACCSに統合するなど、通関、物流の迅速化、円滑化に取り組んできました。 財務省及び輸出入・港湾関連情報処理センター(株)（NACCSセンター：NACCSの管理・運営会社）では、国際物流の一層の効率化に寄与することを目的として、平成29年10月に大規模なシステム更改を実施し、輸出入申告官署の自由化の実現及び通関関係書類の電子化・ペーパーレス化の促進などの行政手続の改善のみならず、民間業務である船腹予約業務及び危険物明細書作成業務のシステム化等を実施し、より一層の利用者利便の向上に努めてきました。 このような利便性の高いシステムの安定稼働が国際物流の円滑化にとって重要であることから、NACCSセンターと協力してNACCSの利便性向上に引き続き務めるとともに、NACCSセンターを適切に監督していきます。						
	定量的な測定指標						
	[主要] 政5-3-4-A-1：NACCSの利用状況(システム処理率) (単位：%)	年度	平成26年	27年	28年	29年	30年度目標値
		目標値				維持	維持
	実績値	98.5	98.5	98.8	N.A.		

	(注) 平成29年度実績値は、平成30年 6 月末までにデータが確定するため、平成29年度実績評価書に掲載予定です。 (出所) 関税局総務課事務管理室調 (目標値の設定の根拠) 税関への全輸出入申告件数のうちNACCSにより処理された輸出入申告件数の割合で、国際物流の電子化への貢献状況を示す指標であり、近年の実績が98%以上であることを踏まえ、平成29年の実績値を維持することとしました。
定性的な測定指標	
	政5-3-4-B-1 : NACCSセンターの監督 (平成30年度目標) NACCSの利便性向上等に努めるとともに、NACCSセンターの事業計画の認可等を通じて、適切な監督を行います。 (目標の設定の根拠) NACCSの安定稼働が国際物流の円滑化にとって重要であることから、NACCSの利便性向上等に努めるとともに、NACCSを管理・運営するNACCSセンターの適正な業務の運営を確保するためです。
今回廃止した測定指標とその理由	
該当なし	
参考指標	○参考指標 1 「NACCSの運用状況（システム稼働率）」

施策	政 5-3-5 : 税関行政に関する情報提供の充実
取組内容	関税等の適正な賦課及び徴収を確保するためには、輸入者に対して、関税制度や輸入貨物の関税等に関する情報を提供することが必要です。また、国民生活の安全・安心の確保のためには、税関における不正薬物やテロ関連物資等の水際取締りの取組やその重要性を国民の皆様にご案内いただくことが必要です。さらに、国際貿易の安全確保と円滑化の両立を進めるため、AEO制度等の輸出入通関制度の情報を利用者が必要とする時に、分かり易い形で得られるようにすることが重要です。 このため、税関ホームページにおいて、原産地規則（用語集参照）、AEO制度、品目分類、課税価格の計算方法等に関する情報の充実を図るとともに、海外旅行の手続や貿易統計等のページ構成について随時見直しを行い、また、各コンテンツから関連情報へのリンクの追加や、各税関ホームページへのアクセスを簡素化するなどして利用者の利便性を向上させます。更に「税関ツイッター」、動画共有サイト「税関チャンネル」及び「税関公式フェイスブックページ」を引き続き活用し、これまで税関に接する機会の少なかった方に対しても、迅速かつ分かり易い形で積極的に情報を発信していきます。また、これらの情報については、講演会や税関見学においても、引き続き発信していきます。 また、税関相談官制度を構成する個別の事務の内容について、アンケート調査により利用者の印象、意見等を聴取し、その結果を分析することにより、業務の改善を図ります。 さらに、税関ホームページに掲載している「カスタムスアンサー」について、制度改正等を踏まえた質問・回答内容の見直しを適時に実施する等、利用者にとってより使い易いものにしていきます。

定量的な測定指標

政5-3-5-A-1：税関ホームページへのアクセス状況 (単位：者)	年度	平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度目標値
	目標値	2,500,000	2,900,000	3,000,000	3,500,000	3,600,000
	実績値	2,897,470	2,937,334	3,559,752	N. A.	

(注) 平成29年度実績値は、平成30年6月末までにデータが確定するため、平成29年度実績評価書に掲載予定です。

(出所) 関税局総務課調

(目標値の設定の根拠)

税関の取組については、迅速かつ分かり易い形で積極的に情報を発信し、知っていただくよう努めていますが、実際に国民の皆様を知っていただいているかどうか状況を測定していく必要があるため指標化しています。引き続き取組の周知に努めていく必要があることから、近年の実績値を上回る目標値を設定しました。

政5-3-5-A-2：講演会及び税関見学における満足度（上位3段階） (単位：%)	年度	平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度目標値
	目標値	維持	維持	維持	維持	維持
	実績値	92.9	92.2	95.4	N. A.	

(注1) 講演会や税関見学の参加者に対して、「大変良い」から「大変悪い」までの7段階評価で、アンケート調査を行ったものです。

(注2) 平成29年度実績値は、平成30年6月末までにデータが確定するため、平成29年度実績評価書に掲載予定です。

(出所) 関税局総務課調

(目標値の設定の根拠)

税関の取組については、講演会や税関見学の際に分かり易い形で積極的に説明し、理解していただくよう努めていますが、実際に国民の皆様にとって有益な内容であるかどうか状況を測定していく必要があるため指標化しています。近年の実績値が90%以上であることを踏まえ、直近の実績値を維持することとしました。

政5-3-5-A-3：輸出入通関制度の認知度 (単位：%)	年度		平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度目標値
	事前教示制度	目標値	75.0	75.0	80.0	80.0	80.0
		実績値	78.9	79.0	80.0	N. A.	
	納期限延長制度	目標値	80.0	80.0	80.0	80.0	80.0
		実績値	78.2	78.0	82.8	N. A.	
	AEO 制度	目標値	90.0	90.0	維持	90.0	90.0
		実績値	87.2	86.4	89.4	N. A.	

(注1) 輸出入者に対し、事前教示制度やAEO制度等の各種通関制度を知っているかどうか、アンケート調査したものです。

(注2) 平成29年度実績値は、平成30年6月末までにデータが確定するため、平成29年度実績評価書に掲載予定です。

(出所) 関税局業務課調

(目標値の設定の根拠)

各種通関制度に係る情報提供を行い、利用者の利便性の向上に努めるとともに、実効性ある税関行政実現を図るための指標であり、近年の実績値を踏まえ、目標値を設定しました。

[主要]	年度		平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度目標値
政5-3-5-A-4：密輸取締り活動に関する認知度 (単位：％)	目標値		80.0	80.0	81.0	85.0	85.0
	実績値		80.4	83.5	83.4	N. A.	
(注1) 輸出入者や講演会参加者等に対し、麻薬探知犬やX線検査装置による検査などの各密輸取締り活動を知っているかどうか、アンケート調査したものです。 (注2) 平成29年度実績値は、平成30年6月末までにデータが確定するため、平成29年度実績評価書に掲載予定です。 (出所) 関税局総務課調 (目標値の設定の根拠) 税関の不正薬物やテロ関連物資等の水際取締りの取組やその重要性については、迅速かつ分かり易い形で積極的に情報を発信し、知っていただくよう努めていますが、実際に国民の皆様を知っているかどうか状況を測定していく必要があるため指標化しています。近年の実績値を踏まえ、目標値を設定しました。							
政5-3-5-A-5：税関相談官制度の運用状況（税関相談についての利用者満足度） (単位：％)	上位3段階	目標値	—	—	80.0	80.0	80.0
		実績値	72.9	69.8	66.7	N. A.	
	上位4段階	目標値	維持	維持	維持	95.0	96.0
		実績値	96.4	95.7	95.9	N. A.	
(注1) 輸出入者、通関業者及び窓口来訪者に対し、税関相談等について、「大変良い」「良い」「やや良い」「普通」「やや悪い」「悪い」「大変悪い」までの7段階評価で、アンケート調査したものです。 (注2) 平成29年度実績値は、平成30年6月末までにデータが確定するため、平成29年度実績評価書に掲載予定です。 (出所) 関税局業務課調 (参考) 利用者満足度については、利用者利便の向上を目指す一方で、水際における密輸取締りや適正な課税の確保のためには、利用者に対して厳正に対処する必要もあり、常に良い評価を得られるとは限らない側面があることから、それらのバランスも考慮して、上位3段階及び4段階で評価することとしました。 (目標値の設定の根拠) 税関相談官制度の業務改善を図り、一層効率的な行政サービスを提供するための指標であり、上位4段階の指標については、近年の実績値を踏まえ、十分に高い目標値に、上位3段階の指標については、近年の実績値を上回る目標値を設定しました。							
政5-3-5-A-6：カスタムスアンサー利用件数（単位：件）	年度		平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度目標値
	目標値		—	—	—	1,600,000	1,600,000
	実績値		1,447,352	1,536,354	1,552,290	N. A.	
(注) 平成29年度実績値は、30年6月末までにデータが確定するため、平成29年度実績評価書に掲載予定です。 (出所) 関税局業務課調 (目標値の設定の根拠) 税関ホームページでは、通関手続等についてのQ&Aを掲載しています（カスタムスアンサー）。平成28年度までは、カスタムスアンサーのトップページへのアクセス件数を目標値に係る指標としていましたが、カスタムスアンサー全体としての利用状況（Q&Aの閲覧回数）、Q&Aの充実度を測定できる指標とするため、平成29年度から、カスタムスアンサーの各ページのアクセス件数の合計を指標として用いることとしました。目標値については、近年のカスタムスアンサー全体へのアクセス件数の実績値を上回る値を設定しました。							

今回廃止した測定指標とその理由	
該当なし	
参考指標	○参考指標 1 「税関相談制度の運用状況（相談処理件数）」 ○参考指標 2 「税関ツイッター、税関チャンネル及び税関公式フェイスブックページの利用状況」

政策目標に係る予算額	平成27年度	28年度	29年度	30年度当初	平成30年度行政事業レビュー番号
(項) 税関業務費	28,813,697千円	31,364,593千円	30,835,899千円	30,348,344千円	
(事項) 輸出入貨物の通関及び関税等の徴収並びに監視取締りに必要な経費	28,813,697千円	31,364,593千円	30,835,899千円	30,348,344千円	
内 輸出入・通関情報処理システム等経費	12,006,974千円	12,186,523千円	12,000,056千円	12,529,439千円	0024
内 税関監視艇整備運航経費	1,221,108千円	1,267,634千円	1,189,318千円	1,270,832千円	0026
内 X線検査装置整備等経費	1,019,077千円	2,247,951千円	1,276,040千円	856,878千円	0027
内 大型X線検査装置整備等経費	2,991,503千円	3,137,531千円	2,959,943千円	2,566,382千円	0028
内 埠頭監視カメラ整備等経費	1,993,242千円	2,288,532千円	2,749,246千円	2,834,694千円	0029
内 麻薬探知犬整備等経費	116,245千円	124,339千円	140,435千円	125,878千円	0030
(項) 国際観光旅客税財源税関業務費	—	—	—	800,000千円	
(事項) 国際観光旅客税財源輸出入貨物の通関及び関税等の徴収並びに監視取締りに必要な経費	—	—	—	800,000千円	新 30-0001
(項) 船舶建造費	474,910千円	883,689千円	617,992千円	1,049,195千円	
(事項) 船舶建造に必要な経費	474,910千円	883,689千円	617,992千円	1,049,195千円	
税関監視艇整備運航経費	474,910千円	883,689千円	617,992千円	1,049,195千円	0026
(項) 関税制度等企画立案費	787,085千円	785,922千円	780,724千円	807,724千円	
(事項) 関税中央分析所に必要な経費	323,680千円	323,594千円	326,939千円	328,640千円	行政事業レビューの対象外
内 取締機器等調査研究経費	45,735千円	43,002千円	48,348千円	60,566千円	0025
(事項) 税関研修所に必要な経費	463,405千円	462,328千円	453,785千円	479,084千円	行政事業レビューの対象外
合計	30,075,692千円	33,034,204千円	32,234,615千円	33,005,263千円	

(注1) 「政策目標に係る予算額」の表中には、政策目標 5-3 に係る予算額を記載しています。

(注2) 「(項) 国際観光旅客税財源税関業務費」に係る「平成30年度当初予算額」及び「平成30年度行政事業レビュー番号」を追記し、「平成30年度当初の合計」について計数を訂正しました。

担当部局名	関税局（業務課、総務課、監視課、調査課、参事官室（国際交渉担当）、参事官室（国際協力担当）、事務管理室、税関調査室）、関税中央分析所	政策評価実施予定時期	平成31年 6 月
-------	--	------------	-----------